

副食費の取扱いについて

資料 3-3

① **副食費の徴収対象者：** 3歳以上児の保護者（0～2歳児からは徴収しない）

副食費の徴収免除対象者がいる場合は、当該児童分が給付費上の副食費徴収免除加算の対象となります。

ただし、非課税世帯、市民税所得割相当額57,700円未満（ひとり親等は77,100円）世帯、第3子以降の子ども（第1子・第2子ともに利用児童）は、徴収免除対象者となるため、該当者からは徴収しないでください。

※ 徴収免除対象者は、各区役所児童家庭課から配布される「施設別児童一覧」で確認してください。

② **副食費の徴収額：** 実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案し、各施設で定めます。

【算定例】 1人当たりの副食の材料費（概算） = (給食に係る材料費 - 主食代 - 粉ミルク代) ÷ 全児童数

食材料費に係る市加算（「給食費」及び「一般生活費」）も考慮し、徴収額は4,500円を目安としてください。
 なお、徴収額は、施設の子どもを通じて均一としてください。

③ **徴収する副食費が減額できる場合**

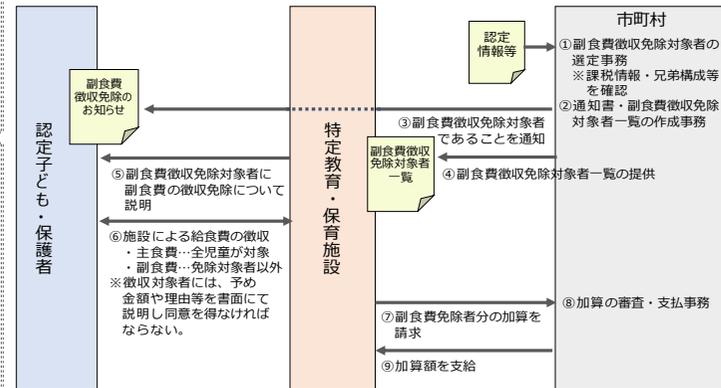
- ・長期入院・里帰り出産・感染症等による登園停止などで、児童の長期欠席を施設側が事前に把握し、計画的に配食準備に反映することが可能な場合は、徴収額の減額等を行うことができます。
- ・月途中の入退所の場合も、日割り計算（原則月25日で計算）による減額を行うことができます。

④ **副食費に含まれるものとは**

- 主食費（米、パン、麺など）以外の食費で、おやつ、牛乳、お茶代 等
- ✗ 調理に係る人件費、光熱水費、減価償却費 等

⑤ **保護者の方への説明等について**

- ・利用者に対して副食費の徴収金額等を書面にて説明し、同意を得る必要があります。
- ・副食費についても、他の実費徴収と同様、領収書を保護者に交付してください。



施設等利用給付事務の実務フロー（第8版）より抜粋